

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成16年11月4日(2004.11.4)

【公表番号】特表2000-512172(P2000-512172A)

【公表日】平成12年9月19日(2000.9.19)

【出願番号】特願平10-500827

【国際特許分類第7版】

A 6 1 F 2/06

A 6 1 B 17/12

【F I】

A 6 1 F 2/06

A 6 1 B 17/12

【手続補正書】

【提出日】平成15年12月15日(2003.12.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 手続補正書

平成15年12月15日

特許庁長官 今井 康夫 殿

## 1. 事件の表示

平成10年特許願第500827号

PCT/US97/09654

## 2. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

住所 アメリカ合衆国、ミネソタ州 55432,  
 ミネアポリス、エヌ.イー.,  
 セントラル アベニュー 7000

名称 メドトロニック、インコーポレーテッド

## 3. 代理人

〒105-0003

住所 東京都港区西新橋 2-19-2. 西新橋YSビル3階  
 電話 03(5401)2521

氏名 (8554) 弁理士 松井 光夫  


## 4. 補正により増加する請求項の数 なし

## 5. 補正対象書類名 特許法第184条の5第1項の規定による書面

## 6. 補正対象項目名

- (1) 請求の範囲
- (2) 明細書

## 7. 補正の内容

- (1) 請求の範囲を別紙の通り訂正する。

方  
式  
査  


- (2) 明細書第9頁第16~17行の「封止された枝の口によって別な方法で妨げられる」を「さもなければ、封止された枝の口によって妨げられる」と訂正する。
- (3) 同第18頁第15行の「エンドリチウム(endolithium)」を「内皮(endothelium)」と訂正する。

## 請求の範囲

1. 分岐した管状の内腔内補綴と共に使用するためのシャントであって、分岐した補綴が、幹内腔と流体連絡する枝内腔およびその間に配置された枝の口を有し、シャントが、実質的に不透過性の膜；および  
不透過性の膜が分岐した補綴の幹内腔と枝の口との間の流体連絡を妨げるよう、分岐した補綴内に不透過性の膜を付けることができる支持構造を有し、ここでシャントは、膜が支持構造によって補綴内に付けられるとき、幹内腔と枝内腔との間の流体連絡を実質的に閉塞しないところのシャント。
2. 支持構造が、放射状に拡張可能な管状体を含む請求項1記載のシャント。
3. 管状体が、穿孔されたフレームを含み、かつ膜が、フレームによって支持されたライナーを含む請求項2記載のシャント。
4. 膜が、管状体と一体に形成されている請求項3記載のシャント。
5. シャントの幹端が、広げられたときに、分岐した補綴の幹内腔に対して放射状に封止する請求項3記載のシャン

ト。

6. 幹端の反対側のシャントの枝端が、広げられたときに、分岐した補綴の枝内腔に対して放射状に封止する請求項5記載のシャント。

7. シャントの枝端が、枝断面を有する周囲内腔に対して放射状に封止することができ、かつ枝端と反対側のシャントの幹端が、枝断面の大きさの少なくとも2倍である幹断面を有する周囲内腔に対して放射状に封止することができる請求項3記載のシャント。

8. 枝端と幹端との間のシャントの長さが、分岐した補綴より長く、かつ補綴の端が、周囲の体内腔に対して非外傷的に封止するために適合される請求項7記載のシャント。

9. シャントが分岐した補綴内で展開されるとき、シャントが、幹内腔内の幹断面と枝内腔内の枝断面との間で先細になるシャント内腔を有する請求項2記載のシャント。

10. 病気にかかった体内腔系を修理するための系であつて、

幹内腔を有する幹部分、第1の枝内腔を有する第1の枝部分および、幹内腔と流体連絡する第2の枝の口を有する分岐した管状の内腔内補綴；ならびに

実質的に不透過性の膜および、不透過性の膜が分岐した補綴の幹内腔と第2の枝の口との間の流体連絡を妨げるよう<sup>に</sup>不透過性の膜を分岐した補綴に付けることができる支持構造を含むシャントを含む修理系。

1 1. 支持構造が、放射状に拡張可能な管状体を含む請求項1 0記載の修理系。

1 2. 管状体が、穿孔されたフレームを含み、かつ膜が、フレームによって支持されたライナーを含む請求項1 1記載の修理系。

1 3. 膜が、管状体と一体に形成される請求項1 1記載の修理系。

1 4. シャントの幹端が、広げられたときに、分岐した補綴の幹内腔および体内腔系の幹内腔の少なくとも1つに対して放射状に封止するために適合される請求項1 1記載の修理系。

1 5. 幹端と反対側のシャントの枝端が、広げられたときに、分岐した補綴の枝内腔および体内腔系の幹内腔の少なくとも1つに対して放射状に封止するために適合される請求項1 4記載の修理系。

16. シャントの枝端が、枝断面を有する周囲内腔に対して放射状に封止することができ、かつシャントの幹端が、枝断面の大きさの少なくとも2倍である幹断面を有する周囲内腔に対して放射状に封止することができる請求項15記載の修理系。

17. 広げられたときに、分岐した補綴の枝の口を封止的に係合する端を有する枝管状補綴をさらに含む請求項10記載の修理系。

18. 組み立てられた系が、内腔の流れの停滞を最小にするように、幹部分から枝部分へ滑らかに先細になる補綴内腔系を備える請求項10記載の修理系。

19. 分岐した補綴の幹部分および枝部分の少なくとも1つの中で、シャントの位置を安定化するよう枝内腔の枝断面より大きい断面へと広がるところのフレームを、シャントが含む請求項10記載の修理系。

20. 内腔内導入のための狭い配置から、大きい配置へと放射状に拡張可能な管状体、第1の内腔を有する大きい配置の本体、第1の内腔と流体連絡する第2の内腔および、第1の内腔と第2の内腔との間に配置された可逆的に封止された口を含む分岐した内腔内補綴。

21. 口が、第1の内腔と枝補綴の枝内腔との間に流体連絡を与えるように、その中に枝管状補綴を受け取ることができる請求項20記載の分岐した補綴。

22. 管状体が、体内腔において開放されたときに放射状に広がる弾力的構造を含み、管状体がインサイツで展開された後、口が、形成的に拡張可能である請求項20記載の分岐した補綴。

23. 第1と第2の内腔の間に配置され、かつそれらと流体連絡する口を有する分岐した内腔内補綴であって、体内腔へと導入するための狭い配置からより大きい展開された配置へと放射状に拡張可能である補綴；

口を実質的に封止するように、展開された補綴の口内で自由に使える閉塞物  
を含む、病気にかかった体内腔を修理するための系。

24. 閉塞物が、第1の内腔から第2の内腔へ補綴の中で滑らかな移動を与えるために適合されている請求項23記載の系。

25. 第1の管状体および第1のイメージ形成性のマーク  
ーを有する第1の補綴モジュール；および  
放射状に拡張して第1の管状体と係合する第2の管状体

および、第1のマーカーのイメージとは異なるイメージを与えるために適合されている第2のイメージ形成性のマーカーを有する第2の補綴モジュールを含む内腔内補綴系。

26. 近位端、遠位端および軸を有する管状フレームであって、体内腔内で狭い配置から広い配置に弾力的に拡張可能な管状フレーム；および

フレームにより支持されたライナーであって、フレームが広い配置にあるとき体内腔を閉塞するために適合されており、フレームが狭い配置にあるときフレームを越えて軸方向に延びるライナーを含む、体内腔を閉塞するための系。

27. フレームおよびライナーを受け取る内腔を有するさやであって、フレームを越えて遠位に延びるライナーと共に狭い配置にフレームを放射状に拘束するさや；および

さや内に配置されたガイドワイヤ内腔を有する内部材であって、内部材はフレームおよびライナーを通って遠位に延び、さやおよび内部材は、フレームが体内腔内で放射状に拡張されたとき、ライナーおよびフレームから近位に引き出すことができ、ライナーは内部材が引き出されたときに封止するために適合されているところの内部材をさらに含む請求項26記載の系。

28. 拡張可能な非外傷性先端をさやの遠位端にさらに含み、該先端は、フレームがさやの内腔内から遠位に動くとき放射状に離れる複数の変形可能なセグメントを含む請求項27記載の系。